

「大分県議会基本条例(仮称)」概要案

第1 条例制定の趣旨

議会の役割及び議員活動の原則等を定めるとともに、県民と議会との関係、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）と議会との関係、議員の倫理など、議会に関する基本的な事項等を規定することにより、議会が果たすべき責務と役割を全うし、県民の負託に的確にこたえることを目的に制定するものです。

そのことにより、県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することにつながります。

第2 条例の構成及び内容

【前文】

条例の制定の背景、基本的な考え方を明らかにします。具体的には下記の項目等について規定します。

- ① 地方分権改革のなかにあり、地方自治体の自己決定権が拡大
- ② 議会は知事とともに二元代表制の一翼を担う
- ③ 議会の役割と責務
- ④ 政策立案及び知事等に対する政策提言と監視・評価
- ⑤ 議会の透明化と公正化に取り組み、県民の負託にこたえる決意

【総則】

(1) 目的

議会の基本理念、その実現を図るための議会の権能、議会運営の原則、議員活動の原則等の基本的事項を定め、県民に開かれた分かりやすい県議会の実現に向けて努力することを通じて、県民福祉の向上と県勢の伸展に資することを規定します。

(2) 基本理念

議会が県政の最高議決機関であることを認識し、常に県民とともに歩み、真の地方自治の実現を目指すことを規定します。

【議会の役割と機能】

(1) 議決

議決により、県の意思が確定することを規定します。

(2) 政策立案及び政策提言

議員提案及び委員会提案による政策条例の制定や、決議などの意見表明等を通じて、独自の政策立案・政策提言を行うことを規定します。

(3) 監視及び評価

知事等の政策等の実施状況を常に監視するとともに、その結果を評価し、県民に明らかにすることを規定します。

(4) 調査及び公表

議案又は県の事務に関する調査及び議会運営に関する具体的課題の解決を図るための調査等を行い、県政の課題や審議内容等を県民に分かりやすく説明することを規定します。

(5) 知事等との関係

議会が議決権を持ち、知事等が執行権を持つという互いの役割分担を踏まえ、良き緊張関係を保持しながら、知事等に対する政策提言・監視・評価等の役割を果た

していくことを規定します。

(6) 運営の原則

地方分権時代にふさわしい議会として透明性を確保し、県民に開かれた運営に努めることを明らかにします。具体的には下記の項目等について規定します。

- ① 合議制機関として円滑で効率的な運営
- ② 政策提言・監視・評価等の機能を担う議会組織の柔軟な活用
- ③ 議会が言論の府であることを認識し、議員の発言を保障し、議員相互間の自由な討議を推進
- ④ 議会改革に継続的に努める

(7) 委員会

議会運営委員会、常任委員会、特別委員会等の機能が発揮できるように運営することを規定します。

(8) 検討組織の設置

県政の課題及び議会運営に関して必要がある場合には、議員で構成する検討組織を設置し、審査、調査、協議等を行うことを規定します。

【議員活動の原則】

(1) 議員の職責

県民の代表として県民全体の利益を考え、県民の負託にこたえること及び議会活動を担うことについて規定します。

(2) 議員の活動と役割

県民の意思や県政の課題等の把握及び県民への説明に努めることや議員としての資質向上に向けて不断の研鑽に努めることについて規定します。

(3) 会派

会派の位置づけと役割について明らかにします。会派間で協議が必要と認めた場合、議会は協議の場を設けることができることについて規定します。

【県民との関係】

(1) 県民意思の反映

本会議、委員会その他の会議を原則として公開し、主権者である県民自らが議会活動に参画できることや積極的な情報公開に努めること、県民の意見や知見を審議等に反映させるために参考人や公聴会の制度の活用等について規定します。

(2) 県民への説明義務

議会活動について県民に説明する責務を負うことについて規定します。

(3) 広報広聴

県民に開かれた議会を実現するために、議会活動等に関して積極的な広報広聴に努めることを規定します。

【議員の倫理】

(1) 議員の倫理

議員は、県民の代表としての良心と責任感を持ち、常に品位を保持するよう倫理の尊重に努めることについて規定します。

(2) 倫理基準の遵守

議員が守るべき倫理の基準を規定します。

【最高規範性】

議会基本条例が議会の最高規範であることや社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じて条例の見直しを行うことについて規定します。